

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	経営体育成基盤整備事業					
地区名	渡下地区					
事業箇所	岡崎市渡町					
事業のあらまし	<p>本地区は、岡崎市の西部に位置し、安城市との市境、一級河川矢作川に挟まれた水田地帯である。</p> <p>本地区の農業基盤の整備は、昭和30年代に実施された耕地整理により実施されたものであり、それ以後の大規模整備がなされていないことから、狭小な区画での営農状況である。</p> <p>用排水施設については、昭和30年代に実施された耕地整理以後に土水路から随時更新されているものの、そのほとんどがコンクリート製の開水路であり、用水管理にも苦慮している状況である。</p> <p>このことから、現状のままでは、農業経営の合理化を図ることが困難であり、担い手への農地利用集積も進まない状況である。</p> <p>このため、区画整理(畦畔除去)と併せ、用水路の管路化を実施し、維持管理費や営農労力の軽減と生産性の向上を図り、農業の持続的発展と、担い手等への農地利用集積を進め、農村環境の保全を目指す。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>農業基盤の整備により水管理の営農労力軽減を図り、担い手への農地利用集積率を高める。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	289百万円		■工事費 239百万円、■用補費 10百万円、■その他 40百万円			
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成31年度
事業内容	区画整理工(整地工) 27.2ha		用水路工(パイプライン) 6.8km			
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区は、農業基盤の整備は実施されているものの、ほ場の区画形状が小さいことから、農業機械の導入が困難な状況にある。また、既存の用水路は、ほとんどが開水路であり、配水管理に多大な労力を費やしている。</p> <p>今後、高齢化による農業従事者の減少がさらに進むことが予想され、農村環境の荒廃や農業の存続が危ぶまれていることから、担い手が将来に渡って地域の農業を支えることができるよう、農地を整備する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農村環境の荒廃や農業存続への不安要因となっている農地の区画、用水路等の農業基盤の整備を速やかに実施し、担い手への農地利用集積を推進する必要があるため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・区画整理工(整地工)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・用水路工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(百万円)</td> <td colspan="4">242</td> <td colspan="2">47</td> </tr> </tbody> </table>								H26	H27	H28	H29	H30	H31	工種 区分	調査・設計	←→						工事							・区画整理工(整地工)								・用水路工							事業費(百万円)		242				47	
			H26	H27	H28	H29	H30	H31																																													
	工種 区分	調査・設計	←→																																																		
		工事																																																			
・区画整理工(整地工)																																																					
	・用水路工																																																				
事業費(百万円)		242				47																																															
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																				
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																			
	【理由】	事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																																																			
III 対応方針																																																					
事業実施	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																					
<input checked="" type="checkbox"/> 対象(事業完了後5年目) <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・担い手農家への農地利用集積率 ・営農状況																																																					